

各委員からの意見

今後の審議の方向性について

第15回生命倫理専門調査会

平成14年4月10日 島菌進

(1) 審議の進め方について

①井村会長は第14回専門調査会において、「もうすでに10数回の審議を行った」と発言されたが、それはどういう意味か。第6回(平成13年8月1日)までは、ES細胞指針や特定胚指針について議論を行ってきたのであって、長期的な課題とされていた、根本的な問題、すなわち、「ヒト胚の生命倫理的地位、あるいはヒト胚操作の許容限界」の問題についての審議に入ったのは、第7回(平成)13年8月31日)からである。審議らしい審議はほとんど行っていないというのが実感である。

②今もって何を議論しようとしているのかの課題がはっきりしていない。

→(2)

イ. ヒアリングの際の問題設定はどのようになされているのか。

ロ. そもそもどう問題を設定するかということが重要だという見解が多い(事務局ヒアリングの結果)。

ハ. アンケートの計画について。本年、2月～3月に行われたアンケートの問題点について。また、今後の計画について。

③現在の生命倫理専門調査会のあり方が大いに問題があると指摘され、井村会長自身、そう発言されてきたが、今後、この体制をどのように変えていくべきなのか。その点について、総合科学技術会議はどのように考えているのか。

(2) 論点整理の問題点(「論点メモ」第10回調査会への疑問)

①「ヒト受精胚の人の生命の萌芽としての取り扱いの在り方」という問題設定は適切か。

イ. 当面している問題は、クローン胚からES細胞を樹立し、それを利用することの是非をめぐる議論であって、「ヒト受精胚」に関する問題ではない。

ロ. 生殖補助医療の問題を含めた議論をどのような形で総合的に進めていくのか。厚生省での議論とのしかりとしたつきあわせの上で「胚利用」の審議を進めていかなければならないのは当然である。

ハ. 上の問題には、クローン産生についての問題とどう関連づけていくかという問題も含まれる。

ニ. 以上のような論点を含めた問題設定を行うのであれば、まずは、「人の胚の研究 利用、臨床利用の是非、およびその限度に関する審議」といった題とするのが適当ではないだろうか。

ホ. 加えて、人体や人間の細胞の取り扱いについての審議をどう進めていくのかという問題がある。これは「人のからだや細胞、および人の胚の一部の

研究利用、臨床利用の是非、およびその限度に関する審議」となるのではな
かろうか。ES細胞の利用の問題、生殖細胞の利用の問題、胎児の細胞利用
の問題などを考察せずにすまずことはできないのではないだろうか。

②研究利用、臨床利用の是非、限度についての考察とともに、それをどのよ
うに制度化していくのかという問題がある。この問題は、Vの1として小さ
く扱われているだけであるが、実は、きわめて大きな問題であり、これ
を主題とした議論をもっと積み重ねるべきである。

イ. 生命倫理法、胚保護法にあたるような法律を作るのか、それとも現在の
ような細切れの法律や指針を寄せ集めていくのか。とくに、クローン法と
の関連づけの問題。そのような問題はどこで審議され、どの機関が責任を
もって知的管理、情報蓄積を行っていくのか。

ロ. 国際協調のあり方について。いったいどのような国際協調のあり方が
好ましいのか。そのために国はどのような方針をとるべきなのか。

ハ. 以上の問題は根本的な論題であって、①の問題の審議と深く関わってい
るのだから、しっかりと審議されるべきである。

③以上のような観点から、「論点メモ」は全面的な組み替えが必要である。

(3) 今後のヒアリングやそのとりまとめのあり方について

①これまでの調査会でのヒアリングは一定の意義をもった。引き続いてこの
ようなヒアリングが継続されるべきである。しかし、これまでのヒアリン
グの問題点を反省し、その質を向上すべく努力する必要がある。

イ. 何についてのヒアリングなのか。話し手は何を求められ、何について
の意見を述べているのかをまず明確にすべきである。事務局はこれまで、
何についての発言を求めてきたのか。これまでどおりでよいのか。

ロ. 討議のあり方は今までのやり方で十分か。質問時間があまりに限られ
ていて、問題を深めていく時間がない。

ハ. これまでのヒアリングを通して、どのような問題が浮上し、今後、さ
らに深めていくべき問題がどこにあると認識されるようになったのか。
その点を明確化していく必要がある。漫然たるヒアリングにならないよ
うに、論点整理とヒアリングを並行して行うのがよいのではないか。

ニ. 以上のような問題点を踏まえ、さらに有識者ヒアリングを重ねる必要が
ある。

②上記の(2)の諸論点に関わるヒアリング(事務局ヒアリングも含めて)
はまだあまり行われていないものが多い。

イ. 生殖技術の問題との関わり((2)①ロ、ハ)。

ロ. からだや細胞の利用の問題との関わり((2)①ホ)

ハ. 日本の現状を踏まえ、どのような制度的枠組みが適切かという問題((2)
②イ)

ニ. 国際協調のあり方について、また海外での状況(たとえば、アメリカ、
韓国など)について((2)②ロ)。国連アドホック委員会での討議について

など。

③加えて、中心的論題である「胚利用」について、もっとさまざまな立場の人たちから話を聞く必要がある。たとえば……

イ. 胚利用による治療の可能性を期待している疾患に苦しんでいる人やその関係者。

ロ. 優生思想の問題について研究している人。また、その問題に強い懸念をもっている障害者など。

ハ. 特許の問題について。科学と経済利益の関係について。産業化の可能性とその抑制のための制度はどのようにして可能かという問題について。

ニ. 科学技術が人間生活の及ぼす否定的な影響について研究したり、実践的に取り組んできた人たちの考え方（たとえば薬害問題など）。

ホ. 宗教や思想に関わって独自の立場をもっている人たち。宗教団体（たとえば、大本教）。日本や東アジア、また広くアジアの思想と生命観についての研究を行ってきた人。また、日本という場から、他宗教他文明の死生観に関心をもってきた人。

ヘ. 医療社会学、科学社会学、科学史、科学哲学などの立場から、現代の先端科学技術の問題を考察してきた人。

④ヒアリングと論点整理の成果の公刊。また、シンポジウムなどの可能性について。

イ. 公刊することによって、討議を深めることへの調査会の責任がはっきりする。途中の段階での討議の成果を明らかにしないことは責任回避と言われてもしかたがないだろう。

ロ. そのような成果の公刊に続いて、それに基づくシンポジウムや討論集会を開くべきだろう。広く公衆に問題提起をし、ともに考える場を提供するという姿勢が好ましい。

2002年4月9日

論点メモについては、実質的な論点の整理の仕方については、とくに意見はありませんが、以前に発言したことと関連しますが、これらの論点をめぐって意見が対立するなかで、取り扱いの制度的枠組みの形成と内容に関する論点整理が弱いように見受けられます。

「Ⅴ ヒト受精卵等の取り扱いの枠組みについて」の論点整理をもう少し詳しくする必要がありますのではないのでしょうか。

お送りいただいたヒアリング概要メモなどを拝見しますと、以下のような論点を追加していただいたほうが適切ではないのでしょうか。

①「1 制度の枠組み」に関して

- ・意見が対立するなかでの取り扱いの制度的枠組みの在り方（適切なアジェンダの作成、規制ルールに関する合意形成の手法・作法、多様な規制方法の比較検討等）

②「2 必要な手続き等について」に関して

- ・() 内に、研究開発等の透明性・公開性の確保など、情報公開手続の在り方を追加する必要があるのではないのでしょうか。

なお、①に関しては、生命倫理委員会当時いただいた下記の調査報告が参考になると思いますので、残部があれば、専門調査会で新たに加わられた委員にも配布されたいかがでしょうか。

- ・科学技術庁科学技術政策研究所「先端科学技術と法的規制<生命科学技術の規制を中心に>」（1999年5月）
- ・三井情報開発株式会社総合研究所「生命倫理に関わる諸問題に関する研究開発動向及び社会的合意形成に関する調査②生命倫理問題に対する社会的合意形成の手法の在り方に関する調査」（2000年3月）

田 中 成 明